

中教審答申案の作成に向けた骨子

誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」の構築を目指して  
～多様な子供たちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現～（中間まとめ）について（意見）

一般社団法人全国高等学校PTA連合会 会長 泉 満

## 第I部 総論

### I 総論

#### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

最初の○で冒頭から「人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術 云々」から始まり、最後の○では「ICTはもはや必要不可欠なものであることを前提として、学校教育の在り方を検討していくことが必要である。」とくくっており、ICTが議論の根底にあり、GIGAスクールの実現への強い意志が見て取れます。

これは、16ページの「2. ③GIGAスクール構想」において、予算的措置が具体的に述べられていることから実現の可能性が感じられます。文部科学省所轄分総額4,610億円。

#### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「②今日の学校教育が直面している課題」では、(子供たちの多様化)(高校生の学習意欲の低下)(教師の長時間勤務による疲弊)(情報化の加速度的な進展に関する対応の遅れ)(少子高齢化、人口減少の影響)(新型コロナウイルスにより浮き彫りとなった課題)を取り上げており、学校施設の整備等の教育環境を除きおよそ思いつく問題点は網羅されていると考えられます。

#### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながらさらに発展させ、学校における働き方改革とGIGAスクール構想を強力に推進しながら、新学習指導要領を着実に実施することが必要であると述べています。

そして、「(1)子供の学び」では、①幼児教育、②義務教育、③高等学校教育、と段階を通じた学びの姿(これから実現すべき姿)について述べています。

さらに、「(3)子供の学びや教職員を支える環境」二つ目の○では、老朽化対策、バリアフリー化、トイレの乾式化・洋式化、空調設備の設置等の学校設備の整備等の言葉が並び、安全・安心な教育環境を確保しつつ、教職員配置の在り方を含め、新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている、と将来(本来)の学習環境としてあるべき姿が表現されています。

#### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

三つ目の○では、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である、と強く述べられており心強いかぎりです。

総論では、新学習指導要領を着実に実施することが必要であると述べられているが、始まったばかりの(高等学校は、来年度から実施)学習指導要領であるが、本答申案の実現のためには、速やかな見直しが必要であると思います。

高等学校に於いては、学校設置基準を速やかに改訂するとともに、教職員定数の基準についても授業の持ち時間数の減、総合的な学習の時間、特別活動等の授業時間への繰入、学級編制の弾力化における加配の制度化など、早急な予算化を図るよう具体化を図ってほしいと考えます。

また、答申案の実現のためには、文部科学省だけではなく他の省庁とも連携した予算措置と都道府県市間における格差が広がらないような施策を進めてほしいと要望します。

## 第Ⅱ部 各論

### 1. 幼児教育の質の向上について (略)

### 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について (略)

### 3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

まず、各高等学校の特色化・魅力化を実現するために「スクール・ミッション」、「スクール・ポリシー」という聞きなれない言葉を切り口に、これからの学校の在り方について述べ、「普通科」、「専門学科」、「総合学科」を3本の柱に置き、それぞれ学科の改革には、柔軟な学科の設置や教育課程の編成、地域社会や地域産業、高等教育機関との協働等、学校内外の教育資源を最大限活用することの必要性を取り上げています。

「定時制・通信制課程」においては、教育の質保証に重点を置いて述べられています。

いずれも具体化し、実現させていただきたい項目です。

### 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

上記3.と同様に6.5ページ割かれており、1)障害のある子供の就学前の学び、2)小中学校における障害のある子供の学び、3)特別支援学校における学び、4)高等学校における発達障害のある生徒の指導、5)特別支援学級・通級による指導、6)医療的ケアが必要な子供への対応等、それぞれの発達段階や場面における問題点を掘り下げ、今後の対応について検討がなされています。

「特別支援学校の設置基準の制定」と「学校看護師の法令上の位置付け」について実現させていただきたい施策です。

小学校・中学校・高等学校には、それぞれ「設置基準」が制定されており、学校における1学級の生徒数、教員の数、生徒数に応じた校舎・運動場の面積、必要な特別教室等の最低基準が定められています。

しかしながら、特別支援学校には、「設置基準」がなく、香川県を例にすると、香川県立東部養護学校のように小・中・高等部の3部がありながら、小学校の設置基準にも満たないような狭い運動場であったり、学校によっては生徒の急増に教室確保ができず、カーテンで間仕切りして授業を行っているなどの現状があります。

この件に関しては、50ページ「③特別支援学校における教育環境の整備」二つ目の○において、「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに～云々」とあり、実際に10月5日付け四国新聞では「文部科学省は4日までに、～(略) 特別支援学校の～(略) 『設置基準』を初めて策定する方針を固めた。」と報道されており、実現するものと期待しています。

つぎに、「学校看護師の法令上の位置付け」について、53ページ「(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」五つ目の○で「(略) 学校に置かれる看護師を法令上位置づけることの検討や、～(略) 検討を行うべきである。」と述べられています。

現在、痰の吸引は法的に医師・看護師もしくは保護者しか行うことができず、そのような医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する特別支援学校には看護師が配置されているが、非常勤扱いであり、勤務時間に応じて時間給が支給されている等、不安定な身分にも関わらず奉仕的精神で献身的に務めています。ぜひ、法令上の位置付けを実現してもらいたいと考えます。

### 5. 増加する外国人児童生徒への教育の在り方について (略)

### 6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について (略)

### 7. 新時代の学びを支える環境整備について

ここでは、GIGAスクール構想の実現を前提に、1人1台端末や遠隔・オンライン教育に適した教室環境や教師のためのICT環境の整備、特別教室への空調設備の設置促進、新時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備を図り、義務教育9年間を見通した教科担任制の

在り方等の検討を進め、などと述べられています。

GIGA スクール構想が実現すれば、ICT 環境は現状とは見違えるものとなるであろうが、喫緊の課題としては空調設備の設置促進を要望します。

香川県の県立高校では、PTA が空調設備を設置（リース契約）しており、月額リース料は保護者負担である。学校規模によって月額リース料に違いがあり、また専門高校では実習室などには設置されておらず、学校間すなわち生徒間に不公平が生じています。

早急に、全額公費負担となるよう改善を望みます。特別教室・実習室を含めた全教室に空調設備を設置し、全額公費負担となることを期待します。

施設・設備の使用料として徴収している授業料を増額して、空調設備リース料に充てる考え方もあるが、現在授業料は、下記のように無償化に向けて就学支援金が支給されており、国費・県費負担と考えてよい。文科省のリーフレットには、全国の約 8 割の生徒に支給とあります。

したがって、授業料を増額して空調設備リース料に充てるには、別の議論と予算措置が必要になります。

現行の高等学校等就学支援金制度（全て年収は、相当額である。）

【公立】	年収 910 万円未満	支給額：	授業料相当額（118,800 円）
【私立】	年収 270 万円未満	支給額：	297,000 円（段階に応じて支給）
	年収 350 万円未満	支給額：	237,600 円
	年収 590 万円未満	支給額：	178,200 円
	年収 910 万円未満	支給額：	118,800 円

令和 2 年 4 月以降

【私立】	年収 590 万円未満	支給額：	最大 396,000 円（所得割額で判定）
	年収 910 万円未満	支給額：	118,800 円

高等学校は、設置者である都道府県、政令市教育委員会が人件費をはじめとして経費を負担していますが、まだまだ私費負担も多く、尚且つ財政力や施策によって格差が生まれていることは、大きな課題です。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について（略）

9. Society5.0 時代における教員及び教員組織の在り方について

ICT 環境整備と ICT を活用した指導力の向上の重要性、多様な知識・経験を有する外部人材の活用、教師の人材確保及び教員免許更新制（10 年ごと）の実質化について触れられています。

特に、「(4) 教員免許更新制の実質化について」では、1)採用権者が実施する研修（10 年経験者研修 法的に受講義務がある）との重複などの負担感が課題として指摘されてきました、2)教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要があります、3)将来にわたり必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していくことが必要です。と述べられており、ようやく教員免許更新制の検討に入るように読み取れます。

2009 年 4 月の導入からすでに 10 年を経過しており、ぜひ早急に検討に入り、廃止してもらいたい。と考えます。

文中にもありますが、多くの更新講習が夏季休業中に開講されており、該当教員はこの時機に自費で受講しなければならない、子供たちへの対応の時間は制限されてしまう。また、この講習は 2 年間で 30 時間以上の受講・終了が必要であり、さらに修了届の手続きを取らなければ、教員免許が失効し失職する。失効した状態で行った授業は、単位が認定されず、生徒は再履修（補講）を受ける必要が生じます。

また、新任の場合には 10 年経験者研修と更新講習時期が重複し、金銭的、身体的、精神的負担感は計り知れません。

さらには退職者の場合、最後の教員免許更新から 10 年を経過すると免許が失効状態となり、授業ができないため講師を引き受けられないこととなります。臨時免許制度もありますが、このことを理由に講師依頼を断られる可能性があります。

様々な面で不都合が生じており、重ね重ね廃止を切望します。

我々が常に気に掛けている、人的配置による教員の負担軽減、教室数の確保はじめ空調設備等の学校施設の充実についてもはっきりと記述があり、それらが偏ることなく全て実現できるように予算的支援はもとより、法的支援、人的支援等あらゆる角度から、「誰一人取り残すことのない『令和の日本型学校教育』の構築」に向けての行政の速やかな施策を期待したいと考えます。

#### まとめ

保護者の立場からは、我が子の進学や就職、学習成績、或いは、学費や生活にかかわる経済的な問題についてばかり考えてしまいがちです。

特に保護者等の経済格差によって、子供たちが様々な影響を受け、教育へのアクセスが制限されることがあってはならないことです。

高校時代の何よりも大切な学びは、義務教育までに身につけたことをさらに進化させ、日本人としての誇りを持ち、我が国の成り立ちや歩みを知り、国や地域への愛着を持つこと、日本人としての基本的な考え方やふるまいを身につけてこそグローバルに貢献できることなど、生き方を考える時期であると考えます。

このことは、総論でも「豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図るとともに、子どもの頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず、重要である」と述べられています。

我々が常に気に掛けている、人的配置による教員の負担軽減、教室数の確保はじめ空調設備等の学校施設の充実についてもはっきりと記述があり、それらが偏ることなく全て実現できるように予算的支援はもとより、法的支援、人的支援等あらゆる角度から、「誰一人取り残すことのない『令和の日本型学校教育』の構築」に向けての行政の速やかな施策を期待します。

「教育は人なり」と言われるように、人と人との人格的な陶冶によって行なわれものです。情報化が進み GIGA スクール構想が実現したとしても、教育は人格ある人間が人間に対して行うという原則を忘れてしまうことのないように、教員定数の改善、教員以外の専門職の定数化等を是非お願いします。